

コーポレート・ガバナンス

伊藤忠商事は、「伊藤忠グループ企業理念」及び「伊藤忠グループ企業行動基準」に則り、様々なステークホルダーとの間で公正かつ良好な関係を構築することにより、長期的な視点に立って企業価値の向上を図ることを経営の基本方針とし、この基本方針に従い、適正かつ効率的な業務執行を確保することができるよう、意思決定の透明性を高めるとともに、監視・監督機能が適切に組み込まれたコーポレート・ガバナンス体制を構築します。

コーポレート・ガバナンス体制の概要

コーポレート・ガバナンス体制早見表

機関設計の形態	取締役会・監査役（監査役会）設置会社
取締役の人数	13名
（内、社外取締役の人数）	（2名）
監査役の人数	5名
（内、社外監査役の人数）	（3名）
取締役の任期	1年（社外取締役も同様）
執行役員制度の採用	有
社長の意思決定を補佐する機関	HMC（Headquarters Management Committee）が全社経営方針や重要事項を協議
役員報酬体系	① 月例報酬 役位ごとの基準額をベースに会社への貢献度等に応じて決定
	② 業績連動型の賞与 当社株主に帰属する当期純利益（連結）に基づき総支給額を決定 ※ 社外取締役に月例報酬のみを支給
会計監査人	有限責任監査法人トーマツ

これまでのコーポレート・ガバナンス強化のための取組み

1997年	ディビジョンカンパニー制を採用	意思決定の迅速化・経営の効率化
1999年	執行役員制度に移行	取締役会の意思決定機能と監督機能の強化
2007年	取締役及び執行役員の任期を1年に短縮	任期中の経営責任を明確化するため
2011年	社外取締役制度の導入	経営監督の実効性と意思決定の透明性の向上

伊藤忠商事は、取締役会設置会社、監査役（監査役会）設置会社です。

2014年7月1日現在、当社の取締役会は13名の取締役（内、社外取締役は2名）により構成されており、経営上の重要事項について意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督しています。

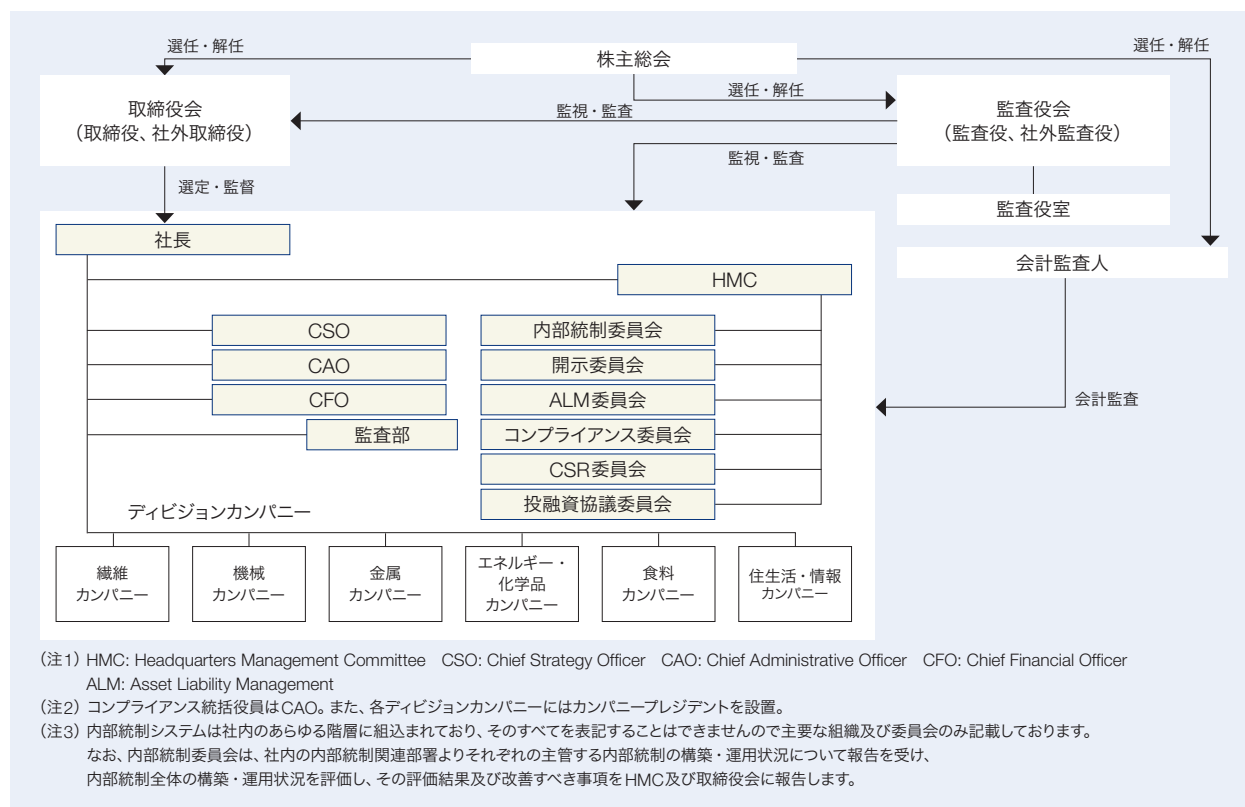
当社は、2011年6月より独立性の高い2名の社外取締役を選任しています。社外取締役は、その客観的・中立的な立場から、社内取締役に対する監視・監督機能と多様な視点に基づく経営助言機能を適切に発揮することにより、取締役会による経営監督の実効性と意思決定の透明性の確保・向上に寄与しています。

当社は、取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を採用するとともに、社長及び取締役会による適切かつ機動的な意思決定に資することを目的として、HMC（Headquarters

Management Committee）及び各種社内委員会を設置しています。HMCは、社長の補佐機関として全社経営方針や重要事項の協議を行い、各種社内委員会では、各々の担当分野における経営課題について審査・協議を行っています。なお、一部の社内委員会では、社外の有識者を委員とし、外部の意見を取り入れる仕組みも構築し、運営しています。

また、当社は3名の社外監査役を含む5名の監査役を選任しており、各監査役が独立的かつ客観的な視点で当社の経営状況に対する監視・監査を実施しています。常勤監査役は、取締役会以外の社内会議にも日常的に出席するほか、会計監査人をはじめとした社内外の監査組織との連携により、監査機能の強化に努めています。内部監査部門として監査部が設置され、監査役との間で内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持つなど密接な情報交換・連携を行っています。監査役の職務遂行をサポートする組織として、監査役会直属の監査役室も置かれています。

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び内部統制システムの概要図



主な社内委員会

名称	目的
内部統制委員会	内部統制システムの整備に関する事項の審議
開示委員会	企業内容等の開示及び財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する事項の審議
ALM委員会	リスクマネジメント体制・制度及びB/S管理に関する事項の審議
コンプライアンス委員会	コンプライアンスに関する事項の審議

名称	目的
CSR委員会	CSR、環境問題及び社会貢献活動に関する事項の審議
投資政策委員会	投資案件に関する事項の審議
役員報酬諮問委員会	役員の処遇及び役員退任後の処遇に関する事項の審議

社外取締役・社外監査役の選任状況

当社は、社外取締役及び社外監査役の選任にあたり、国内の金融商品取引所が定める「独立役員」の要件を参考に、独立性の確保を重視することとしています。2014年7月1日

現在の社外取締役2名、及び社外監査役3名については、いずれも左記「独立役員」の要件を満たしており、それら全員を、当社が上場している国内の金融商品取引所に独立役員として届出しています。

社外取締役の選任理由

氏名	選任理由
藤崎 一郎 2013年6月就任	外交官としての長年に亘る経験を通して培われた国際情勢・経済・文化等に関する高い見識を当社の経営に活かして、独立の立場から当社の経営を監視・監督することを期待して選任しています。なお、藤崎氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。
川北 力 2013年6月就任	財務省（及び旧大蔵省）及び国税庁における長年の経験を通して培われた財政・金融・税務等に関する高い見識を当社の経営に活かして、独立の立場から当社の経営を監視・監督することを期待して選任しています。なお、川北氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。

社外監査役の選任理由

氏名	選任理由
下條 正浩 2011年6月就任	主に企業法務・国際取引法の分野における弁護士としての豊富な経験と専門知識を活かして、独立の立場から当社の経営を監視・監督することを期待して選任しています。なお、下條氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。
間島 進吾 2013年6月就任	公認会計士や大学教授としての豊富な経験と会計及び経理に関する専門知識を活かして、独立の立場から当社の経営を監視・監督することを期待して選任しています。なお、間島氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。
望月 晴文 2014年6月就任	経済産業省（及び旧通商産業省）等における行政官としての豊富な経験と経済・産業政策等に関する専門知識を活かして、独立の立場から当社の経営を監視・監督することを期待して選任しています。なお、望月氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。

社外取締役によるメッセージ

取締役会では、社内審議プロセスを経てHMC※で議論された議案について、その審議内容・結果の報告を受け、適正性・妥当性を議論しています。議案の問題点や、承認に際しての条件なども説明を受けます。それを見ると各案件について、慎重な議論がなされてきている様子が伺えます。

社内の取締役は、総合商社のビジネスを熟知しています。一方、社外取締役は社外での長い経験を有し、また自由な立場で見ることができます。その意味で相互に補完的役割を果たすものと思います。

今後も、政府で幅広い分野に携わってきた経験に基づく視点、株主に対する責任を果たすという視点、そして社会通念的にはどうかという3つの視点で、社外取締役としての責務を果たしていきたいと考えています。

※ HMC (Headquarters Management Committee) : 全社経営方針や重要事項の協議を行う社長の補佐機関



藤崎 一郎

1969年 4月 外務省入省
外務本省の他、在インドネシア大使館、経済協力開発機構 (OECD) 日本政府代表部、大蔵省主計局を経て
1987年 8月 在英大使館参事官
1991年 2月 外務省大臣官房在外公館課長
1992年 3月 同省大臣官房会計課長
1994年 2月 同省アジア局参事官
1995年 7月 在アメリカ合衆国大使館公使 (政務担当)
1999年 8月 外務省北米局長
2002年 9月 外務審議官 (経済担当)
2005年 1月 在ジュネーブ国際機関
日本政府代表部特命全権大使
2008年 4月 アメリカ合衆国
駐節特命全権大使
2012年 11月 外務省退官
2013年 1月 上智大学特別招聘教授、
国際戦略顧問 (現任)
2013年 6月 現職に就任
2014年 6月 新日鐵住金㈱社外取締役 (現任)



川北 力

1977年 4月 大蔵省入省
2001年 7月 財務省主税局税制第一課長
2002年 7月 同省大臣官房総合政策課長
2004年 7月 同省大臣官房文書課長
2005年 7月 国税庁大阪国税局長
2007年 7月 財務省大臣官房審議官
(主税局担当)
2008年 7月 同省大臣官房総括審議官
2009年 7月 同省理財局長
2010年 7月 国税庁長官
2012年 8月 財務省退官
2012年 10月 一橋大学大学院法学研究科
教授 (現任)
2013年 6月 現職に就任

就任して1年、当社のビジネスについて理解を深めてまいりました。長期に亘る投資案件など、取締役会付議案件はどれも大変重要で、慎重な経営判断が必要です。私は、社外取締役として、担当部門等からよく説明を伺い、また、付議までの社内審議の過程や内容を確認して、これに参画しています。

その際、私は、自分の経験を踏まえながら、「株主の皆様はどう説明するか」、「国民の皆様はどう受け止めるか」という観点から質問し、意見を述べるよう心掛けています。そうした観点から検証を加えることは、社内の意思決定の精度を向上させると共に、企業としての説明責任を果たすことに繋がると考えています。

当社には、社員一人ひとりの能力やチャレンジ精神を重視する風土があります。この伝統をしっかり継承していくことが、更なる発展の礎にもなると思っています。社会からリスペクトされる企業であるよう、内部統制やコンプライアンスの確保を徹底しつつ、大いに躍動することを期待し、本年度もこうした伊藤忠商事の挑戦を支えたいと思います。

内部統制システム

当社は、2006年4月19日の取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を制定しています (2013年5月8日付で一部改訂)。この内部統制システムについては、不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率

的な体制の構築に努めることとしています。ここでは、2点特筆すべき取組みを抜粋してご紹介します。

(「内部統制システムに関する基本方針」は
http://www.itochu.co.jp/ja/about/governance_compliance/control/policy/
をご参照ください)

財務報告の信頼性を高めるための取組み

連結ベースの財務報告の信頼性をより高めるために、社内体制を構築し、財務報告に係る整備・運用状況を定期的に評価することにより、適宜改善を図っています。具体的には、各組織に内部統制統括責任者を任命して整備・運用を進め、監査部が評価し、各組織へフィードバックすることにより、継続的な改善活動を実行しています。この取組み全体を監査部が企画・管理し、重要項目はCFOを委員長とする開示委員会で審議のうえ意思決定をすることにより、全社的な内部統制の強化に努めています。

リスク管理の強化

市場リスク、信用リスク、カントリーリスク、投資リスクその他さまざまなリスクに対処するため、各種の社内委員会や責任部署を設置すると共に、各種管理規則、投資基準、リスク限度額・取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制及び管理手法を整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理しています。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューしています。「ALM委員会」が全社のバランスシート管理やリスクマネジメントに関する分析・管理に関する審議を行い、当社グループの資産の保全を図っています。

リスク管理の例

投資リスク管理（例：事業投資に関する意思決定プロセス）

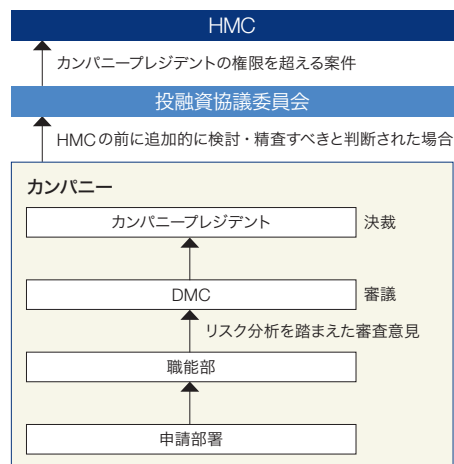
新規投資実行

新規投資にあたっては、まず申請部署が、投資の意義、成長戦略、事業計画、買収価格の妥当性、投資基準への適合状況、EXIT条件の設定等について十分に検証をした上で、申請を行います。次に、関係職能部（管理部門）が各々の専門的観点からのリスク分析を踏まえた審査意見を付した上で、DMC※1での審議を経て、カンパニープレジデントが決裁します。プレジデントの権限を超える案件はHMCでの承認が必要となります。なお、HMC※2での承認が必要な案件のうち、収益性・戦略性等の面で追加的に検討・精査すべき点があると判断された場合は、CSO、CFO、統合リスクマネジメント部長等からなる投融資協議委員会が審議の上、HMCに諮ります。このように、ディビジョンカンパニーに裁量権を委譲し迅速な意思決定を実現する一方で、幾重もの審査プロセスを設けることで、投資リスクの抑制を図っています。

※1 DMC: Division Company Management Committee

※2 HMC: Headquarters Management Committee

新規投資実行時の意思決定プロセス



モニタリング

資産入替の促進等の観点から、すべての事業会社につき年1回、定性（戦略的意義等）、定量（収益規模・投資効率等）の観点からレビューを実施しています（事業会社定期レビュー）。EXIT選定基準への抵触状況を確認すると共に、全事業会社に対する今後の取組方針を決定しています。

EXIT

事業会社定期レビューでEXIT方針とした事業会社については、統合リスクマネジメント部が進捗状況のモニタリングを行い、EXITを着実に実行しています。

集中リスク管理

経営資源を各ディビジョンカンパニーに社内コベナントとして配分するほか、エクスポージャーの大きい取引分野につき資産枠を設定することにより、特定セグメント・分野への集中リスクを管理しています。また、先進国以外の国に対するカントリーリスクエクスポージャーを総枠で管理すると共に、社内の国格付けに基づく個別の国枠管理も行っています。特定分野資産枠や国枠等については、ALM委員会で審議を行い、HMCで承認しています。

2014年3月期のレビュー

これまでご説明したコーポレート・ガバナンス体制のもとでの、2014年3月期の主な取組実績は以下の通りです。

主な会議体の開催回数等

取締役会	16回
社外取締役の取締役会への出席状況	96%
社外監査役の取締役会への出席状況	96%
監査役会	14回
社外監査役の監査役会への出席状況	100%

2014年3月期の取締役会における主な意思決定事例

① ジンブルバー鉄鉱山の新規権益取得
② ㈱ヤナセ株式の追加取得
③ 国際会計基準 (IFRS) 適用
④ ㈱エドウィン・ホールディングスへの出資

役員報酬等 (実績)

区分	人員数 (人数)	支給額 (百万円)	内訳	報酬限度額
取締役 (内、社外)	15 (3)	1,556 (21)	① 月例報酬 817百万円 ② 賞与 739百万円 下記「取締役賞与の算定式」をご参照ください。	① 月例報酬総額として年額12億円 (内、社外取締役分は年額50百万円) ② 賞与総額 (社外取締役は賞与支給せず) として、 年額10億円 (①、②共に2011年6月24日 株主総会決議)
監査役 (内、社外)	6 (4)	115 (26)	① 月例報酬のみ	① 月額総額13百万円 (2005年6月29日 株主総会決議)
計 (内、社外)	21 (7)	1,671 (48)		

(注1) 当社は、2005年6月29日開催の第81回定時株主総会の日をもって取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引続いて在任する取締役及び監査役に対しては、退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。

取締役 (社外取締役を除く) の報酬は、①月例報酬と②業績連動型の賞与とにより構成されており、①月例報酬は役位ごとの基準額をベースに会社への貢献度等に応じて決定され、②賞与は当社株主に帰属する当期純利益 (連結) に基づき総支給額が決定される仕組みをとっております。なお、社外取締役については月例報酬のみを支給しており、賞与は支給しておりません。

2015年3月期の取締役賞与の算定式

2015年3月期の取締役賞与は第91回定時株主総会終了後、下記方法に基づき算定の上、支給額を確定し支払います。

総支給額

$$\text{総支給額 (最大10億円)} = (\text{2015年3月期当社株主に帰属する当期純利益 (連結)} - 1,000\text{億円}) \times 0.35\% \times \text{対象となる取締役の役位ポイントの総和} \div 55$$

総支給額は①第91期有価証券報告書に記載される2015年3月期当社株主に帰属する当期純利益 (連結) から1,000億円を控除した金額の0.35%相当額 (当社株主に帰属する当期純利益 (連結) が1,000億円に満たない場合は0円) に対象となる取締役の員数増減・役位変更等に伴う一定の調整を加えた額、または②10億円、のいずれか少ない額です。

個別支給額

$$\text{個別支給金額} = \text{総支給額} \times \text{役位ポイント} \div \text{対象となる取締役の役位ポイントの総和}$$

各取締役への個別支給額は上記に基づき計算された総支給額を、役位ごとに定められた下記ポイントに応じて按分した金額です (1,000円未満切り捨て)。但し、個別支給額の限度額は下記の通りです。

	取締役会長 取締役社長	取締役 副社長執行役員	取締役 専務執行役員	取締役 常務執行役員
ポイント	10	5	4	3
個別支給額の限度額	181.8百万円	90.9百万円	72.7百万円	54.5百万円

監査報酬の内容等

当社会計監査人である有限責任監査法人トーマツに対する報酬の内容

(百万円)

区分	2013年3月期		2014年3月期	
	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
当社	620	24	645	13
連結子会社	732	78	803	54
計	1,352	102	1,448	67

当社会計監査人である有限責任監査法人トーマツの当社に対する非監査業務の内容

2013年3月期及び2014年3月期において、当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、コンフォートレターの作成業務及び国際会計基準 (IFRS) に関する指導・助言業務等についての対価であります。

監査報酬の決定方針

CFOが、会計監査人から提示された監査計画、監査日数及び業務の内容等の妥当性を吟味した上で、監査役会の同意を得て決定しております。

その他重要な報酬の内容

2013年3月期及び2014年3月期における当社及び当社の連結子会社が支払うべき、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツ以外のDeloitte Touche Tohmatsu Limitedのメンバーファームに対する報酬額は、それぞれ1,375百万円及び1,457百万円であります。

説明責任

伊藤忠商事では、株主・投資家等のステークホルダーに対する企業・経営情報の説明をコーポレート・ガバナンス上の重要課題の一つと認識しており、適時・適切な情報開示に努めています。

2014年3月期における主なIR活動は以下の通りです。

活動	回数	内容
アナリスト・機関投資家向け説明会	4回	四半期ごとに説明会を実施。第2四半期、本決算は社長による決算説明会、第1・第3四半期はCFOによるネットコンファレンス形式により実施。
アナリスト・機関投資家向け施設見学会	1回	事業会社や当社関連プロジェクトの見学会を実施。(当期はDole Thailand)
アナリスト・機関投資家向け分野別説明会	1回	当社の事業セグメントの戦略等特定のテーマについての説明会を実施。(当期は機械カンパニー)
アナリスト・機関投資家向け大型案件説明会	—	アナリスト・機関投資家の関心が極めて高いと思われる大型案件について、公表時に説明会を開催。(当期は該当なし)
海外機関投資家向け個別ミーティング	6回	欧州、北米、香港、シンガポールで実施。
証券会社主催コンファレンス	6回	証券会社が主催するコンファレンスに出席し、海外機関投資家との個別ミーティングを実施。
個人投資家向け説明会	数回	証券取引所において説明会を開催。
IR資料のウェブサイト掲載	—	決算情報、決算説明会資料(含む、質疑応答要旨)、分野別説明会資料、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、コーポレート・ガバナンスの状況、株主総会の招集通知等を掲載。



取締役、監査役及び執行役員

2014年7月1日現在

取締役



代表取締役社長

岡藤 正広

所有株式数 139,295株



取締役会長

小林 栄三

所有株式数 114,070株



代表取締役

小林 洋一

社長補佐（関西担当（兼）営業管掌）

所有株式数 98,500株



代表取締役

関 忠行

社長補佐 CFO・CAO

所有株式数 74,405株



代表取締役

青木 芳久

食料カンパニー プレジデント

所有株式数 63,200株



代表取締役

高柳 浩二

CSO

所有株式数 53,100株



代表取締役

吉田 朋史

住生活・情報カンパニー プレジデント

所有株式数 51,450株



代表取締役

岡本 均

繊維カンパニー プレジデント

所有株式数 31,665株



代表取締役

塩見 崇夫

機械カンパニー プレジデント

所有株式数 27,900株



代表取締役

福田 祐士

エネルギー・化学品カンパニー プレジデント

所有株式数 42,800株



代表取締役

米倉 英一

金属カンパニー プレジデント

所有株式数 23,005株



取締役※

藤崎 一郎

所有株式数 500株



取締役※

川北 力

所有株式数 0株

※ 会社法第2条第15号に定める社外取締役

監査役



(後列、左より)

前田 一年**赤松 良夫**

(前列、左より)

望月 晴文**下條 正浩****間島 進吾**

常勤監査役

赤松 良夫

2010年 当社取締役専務執行役員

2012年 常勤監査役

常勤監査役

前田 一年

2007年 当社常務執行役員

2011年 常勤監査役

監査役※※

下條 正浩

1973年 4月 弁護士登録(現任)
西村小松法律事務所
(現西村あさひ法律事務所)
入所(現任)

1982年 12月 米国カリフォルニア州弁護士
資格取得

2000年 6月 日立電線㈱社外監査役

2003年 6月 日立電線㈱社外取締役
(2013年6月退任)

2011年 6月 現職に就任

2012年 4月 学習院大学法学部
特別客員教授

2013年 4月 学習院大学法科大学院
特別招聘教授(2014年3月退任)

監査役※※

間島 進吾

1972年 3月 公認会計士登録
公認会計士間島進吾事務所設立

1975年 9月 PEAT MARWICK MITCHELL &
CO. (現KPMG LLP)
ニューヨーク事務所入所

1981年 3月 米国公認会計士
(ニューヨーク州) 登録

1987年 7月 同社監査担当パートナー

1997年 7月 同社日本関連事業部米国北東部
総括パートナー(監査/税務/
コンサルティング部門)及び日本
関連事業部全米統括パートナー
(監査部門)

2005年 1月 同社顧問

2005年 9月 同社退任

2006年 4月 中央大学商学部教授(現任)

2007年 5月 ㈱アデランス社外取締役
(2008年8月退任)

2011年 11月 中央大学経理研究所所長
(現任)

2012年 6月 ㈱ウイン・インターナショナル
社外取締役(2013年3月退任)

2013年 4月 ウイン・パートナーズ㈱
社外取締役(現任)

2013年 6月 現職に就任

監査役※※

望月 晴文

1973年 4月 通商産業省入省

1998年 7月 同省大臣官房審議官
(経済構造改革担当)

2001年 1月 原子力安全・保安院次長

2002年 7月 経済産業省大臣官房
商務流通審議官

2003年 7月 中小企業庁長官

2006年 7月 資源エネルギー庁長官

2008年 7月 経済産業事務次官

2010年 7月 経済産業省退官

2010年 8月 内閣官房参与(2011年9月退任)

2012年 6月 ㈱日立製作所社外取締役(現任)

2013年 6月 東京中小企業投資育成㈱

代表取締役社長(現任)

2014年 6月 現職に就任

※※ 会社法第2条第16号に定める社外監査役

執行役員

■ 社長

岡藤 正広

■ 副社長執行役員

小林 洋一

社長補佐（関西担当（兼）営業管掌）

関 忠行

社長補佐 CFO・CAO

■ 専務執行役員

青木 芳久

食料カンパニー プレジデント

高柳 浩二

CSO

中村 一郎

中南米総支配人
（兼）伊藤忠ブラジル会社社長

吉田 朋史

住生活・情報カンパニー プレジデント

岡本 均

繊維カンパニー プレジデント

塩見 崇夫

機械カンパニー プレジデント

■ 常務執行役員

福田 祐士

エネルギー・化学品カンパニー プレジデント

小関 秀一

東アジア総代表
（兼）伊藤忠（中国）集团有限公司董事長
（兼）上海伊藤忠商事有限公司董事長
（兼）伊藤忠香港会社会長
（兼）BIC董事長

佐々木 淳一

アセアン・南西アジア総支配人
（兼）伊藤忠シンガポール会社社長
（兼）シンガポール支店長

米倉 英一

金属カンパニー プレジデント

今井 雅啓

欧州総支配人
（兼）伊藤忠欧州会社社長

木造 信之

住生活・情報カンパニー
エグゼクティブ バイス プレジデント
（兼）建設・金融部門長

小林 文彦

人事・総務部長

吉田 多孝

機械カンパニー
エグゼクティブ バイス プレジデント
（兼）自動車・建機・産機部門長

久保 洋三

繊維カンパニー
エグゼクティブ バイス プレジデント
（兼）ファッションアパレル第一部門長

■ 執行役員

大喜多 治年

プラント・船舶・航空機部門長

中出 邦弘

経理部長

亀岡 正彦

食料カンパニー
エグゼクティブ バイス プレジデント
（兼）食料中国事業推進部長

柘植 一郎

生活資材部門長

鉢村 剛

財務部長

早田 憲之

秘書部長

杉本 繁慈

中部支社長

上田 明裕

東アジア総代表補佐（華東担当）
（兼）上海伊藤忠商事有限公司總經理

久保 勲

業務部長

原田 恭行

伊藤忠インターナショナル会社社長（CEO）

茅野 みつる*

法務部長

都梅 博之

アフリカ総支配人
（兼）ヨハネスブルグ支店長

千葉 尚登

食品流通部門長

勝 厚

Dole International Holdings(株)
取締役 CFO

岡田 明彦

金属・鉱物資源部門長

石井 敬太

化学品部門長

諸藤 雅浩

ブランドマーケティング第一部門長

深野 弘行

機械カンパニー プレジデント補佐

※ 執行役員の茅野 みつるの戸籍上の氏名は、池 みつるです。